

マイナンバー制度スタートまでのスケジュール

平成27年10月 住民票を有する全ての市民に12桁のマイナンバーが通知されます

平成28年1月 社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります
※希望者には、個人番号カード（顔写真付きのICカード）が交付されます

平成29年1月 国の機関同士での情報連携が開始されます



平成29年7月 市役所などの地方公共団体等でも情報連携が開始されます

制度導入によるメリット

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます
 - 真に手を差し伸べるべき状況にある者を見つけ、対応することが可能となります
 - 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られます
 - ITを活用することにより添付書類が不要となるなど、国民の利便性が向上します
 - 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となります
 - 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できます
- 詳しくは内閣官房社会保障・税番号制度ホームページ
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>) をご覧ください。

国のマイナンバーコールセンターが開設されました

【受付時間】 平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

【問い合わせ】 0570-20-0178 全国共通ナビダイヤル

▶マイナンバーの
広報用キャラクター
「マイナちゃん」



■問い合わせ 総合政策課 電子自治体係 ☎75-2114

県内全市町と佐賀県が一斉に取り組みます

特別徴収の適正な実施を求める通知書を発送します

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

現在、個人住民税の特別徴収を行っていない事業所に対し、11月6日(木)付けで、県内一斉に「特別徴収の適正化通知文書」または「特別徴収義務者指定の適正化最終通知文書」を発送しますので、文書がお手元に届いた事業所は関係市町にて手続をしてください。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、市へ納入していただく制度です。

給与を支払う事業者は、地方税法および市の条例により、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。原則として、パートやアルバイトなどを含む全ての従業員について特別徴収する必要があります。

メリット

従業員にとって、毎月給与から天引きされるため、納め忘れない、1年分の税額を12回に分けるので1回あたりの納付額が少なくて済みます。

2015年（平成27年）版

さが県民手帳 発売中！

スケジュール帳（月間・週間予定表）、過去10年分のお天気、公共機関一覧表、統計データ（佐賀県の概要・全国主要統計）、お出かけに便利な県内一円のイベント情報、観光施設案内、官公庁の所在地、郷土の歳時記など、仕事や暮らしに役立つ情報を多数掲載しています。



色 ブルー、レッド

価格（専用鉛筆付）

大型（14.2×9cm） 700円（税込）

小型（10.8×7.5cm） 550円（税込）

販売場所

総合政策課（多久市役所3階） ☎75-2116

多久市観光協会 ☎74-2502

TSUTAYA多久店（配達可） ☎74-4174

■問い合わせ

総合政策課 企画係 ☎75-2116

平成27年10月からマイナンバー制度が導入されます

さまざまな国民生活を支える社会的基盤として、平成27年10月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

マイナンバー制度とは、すべての国民に12桁の個人番号（マイナンバー）を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関が保有する個人情報とマイナンバーを紐づけて管理することにより、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となる制度です。